

教育警察常任委員会

所管事項調査

- 1 「令和4年版県政レポート（案）」について
 - ・ **資料1-1** 施策141 犯罪に強いまちづくり …… 1頁
 - ・ **資料1-2** 施策3-1 犯罪に強いまちづくり …… 5頁
- 2 「『強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）』及び『みえ元気プラン（仮称）』概要案に対する意見」への回答について（関係分）
 - ・ **資料2** 概要案に対する意見書への回答 …… 8頁
- 3 「強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）」及び「みえ元気プランについて（仮称）」最終案について（関係分）
 - ・ **資料3** ～**資料6** 施策3-1 犯罪に強いまちづくり …… 9頁
- 4 犯罪情勢について
 - ・ **資料7** 犯罪情勢 …… 14頁
- 5 犯罪対策について
 - ・ **資料8** 犯罪対策 …… 15頁
- 6 三重県内における水難・山岳遭難の発生状況等について
 - ・ **資料9** 三重県内における水難・遭難の発生状況等 …… 16頁
- 7 交通安全対策について
 - ・ **資料10** 交通安全対策 …… 17頁
- 8 警察災害派遣隊活動状況について
 - ・ **資料11** 警察災害派遣隊活動状況 …… 19頁
- 9 定年引上げに向けた取組について
 - ・ **資料12** 定年引上げに向けた取組 …… 20頁

令和4年6月23日
警察本部

施策 1 4 1

犯罪に強いまちづくり

【主担当部局：警察本部】

県民の皆さんとめざす姿

市町や地域住民、ボランティア団体、事業者、学校等との連携による犯罪防止に向けた取組と、発生した犯罪に対する検挙活動の推進により、県民の皆さんが安全で安心して暮らせる、犯罪の起きにくい社会が構築されています。また、社会全体で犯罪被害者等に対する支援が行われています。

評価結果をふまえた施策の進展度

進展度 *	A (進んだ)
----------	------------

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

評価結果

- ・官民挙げての総合的な犯罪対策に取り組んだ結果、主指標の刑法犯認知件数については、第三次行動計画最終目標である 7,500 件未満を達成できました。
- ・副指標についても、一部未達成の目標はありましたが、その他の副指標の目標を達成したことから、「進んだ」と判断しました。
- ・引き続き、自治体、地域住民、防犯ボランティア団体などさまざまな主体と連携した犯罪防止に向けた取組と、重要犯罪や特殊詐欺、サイバー犯罪等の県民に不安を与える犯罪の徹底検挙を図ります。

主指標 目標項目	令和元年度	2年度	3年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
刑法犯認知件数	10,322 件	9,400 件未満 8,560 件	8,200 件未満 7,410 件	1.00
目標項目の説明				
目標項目 の説明	刑法犯（道路上の交通事故に係る業務上（重）過失致死傷を除く。）について、1年間に被害の届出や告訴・告発を受理等した件数			

副指標		令和元年度	2年度	3年度	目標達成 状況
目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	
「子ども安全・安心の店」 認定事業所数		600 事業所以上	1,300 事業所以上	1.00	
	262 事業所	1,003 事業所	1,337 事業所		
重要犯罪の検挙率		90%以上	90%以上	0.99	
	94.8%	100%	89.7%		
機動力の向上、施設の老朽 化・津波浸水への対策を講 じた交番・駐在所数		85 か所以上	90 か所以上	1.00	
	80 か所	89 か所	93 か所		
犯罪被害者等支援施策集 を作成した市町数		11 市町	18 市町	0.72	
	2 市	7 市町	13 市町		

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額等	3,460	3,842	3,490
概算人件費		17,370	17,418
(配置人員)		(1,907人)	(1,897人)

令和3年度の取組概要と成果、残された課題

- ① 市町や地域住民、ボランティア団体、事業者、学校等との連携による犯罪対策を推進した結果、令和3年中の刑法犯認知件数は、戦後最少を更新しました。一方で高齢者等を狙った特殊詐欺被害は後を絶たず、子供や女性が被害に遭う性犯罪等の重要犯罪が増加するなど、治安情勢は依然として、予断を許さない状況にあります。
- ② 捜査支援分析課において、車種推定等の捜査支援分析を205件実施し、107件の検挙に繋がりました。科学捜査研究所の独立庁舎の整備に向けて、計画地の災害予測等の調査を行い、三重県警察本部科学捜査研究所棟整備基本計画を策定しました。来日外国人犯罪は、窃盗などの刑法犯を85人、出入国管理及び難民認定法違反などの特別法犯を68人検挙しました。
- ③ 防犯ボランティア団体等の活動を活性化するため、防犯活動用物品の配布、犯罪情報・地域安全情報の提供等の支援を行うとともに、「子ども安全・安心の店」認定事業所の拡充を進め、自主防犯活動の促進に取り組みました。また、少年の犯罪被害等を防止するため、リモート形式による防犯教室等を実施するなど、被害防止広報等を推進しました。引き続き、自主防犯活動の促進に取り組みとともに少年等の犯罪被害防止に向けた取組を推進する必要があります。

- ④ ストーカーやDV事案、児童虐待等の人身安全関連事案に対しては、組織的対応による加害者の検挙措置、ストーカー規制法に基づく禁止命令や文書警告などの行政措置、被害者等に対する宿泊費の一時公費負担等の保護措置を実施しました。引き続き、被害者等の安全確保を最優先に取り組む必要があります。
- ⑤ サイバー空間の脅威に的確に対処するため、サイバー犯罪の取締りを強化するとともに、関係機関・団体と連携した広報啓発等の被害防止対策に取り組みました。一方で、サイバー犯罪に関する相談件数は、平成29年をピークに減少傾向にありましたが、令和3年中は増加に転じ、また、国内では、ランサムウェア等の不正プログラムによる被害も発生するなど、サイバー空間における脅威は極めて深刻な情勢が続いていることから、特に最新の情報技術等を悪用したサイバー犯罪の検挙に努めるとともに、官民一体となった被害防止対策を推進する必要があります。
- ⑥ 公共交通機関や大規模商業施設等との合同訓練などを通じ、テロに対する危機意識の共有や事案発生時における協働対処体制の充実に努めるなど、官民一体のテロ対策を推進しました。今後、県内外で大規模行事の開催等も予定されていることから、引き続き、テロ対策を推進する必要があります。
- ⑦ 特殊詐欺被害を減少させるため、高齢者等の自宅に対し、警察官の訪問による注意喚起や金融機関、コンビニエンスストア等と連携した被害防止対策等を行いました。一方で、被害全体に占める高齢者の割合が8割を超えるなど、高齢者を中心とした被害が後を絶たないことから、引き続き、市町・老人クラブ等の関係機関・団体と連携した被害防止対策に取り組む必要があります。発生した特殊詐欺には、だまされた振り作戦を行うなどして37件を検挙するとともに、口座開設詐欺等助長犯罪45件を検挙しました。薬物犯罪は、覚醒剤取締法違反など106人を検挙しました。106人のうち20歳代以下は23人で、大麻事犯が10人と約半数を占めました。若年層による薬物乱用事案は後を絶たないことから、引き続き、非行防止教室等による薬物乱用を排除するための広報啓発活動に取り組む必要があります。
- ⑧ 犯罪被害者等のニーズに即した支援が行えるよう、部内カウンセラーによるカウンセリングを積極的に行ったほか、診断書料等の公費負担制度及び犯罪被害給付制度による経済的支援を行いました。また、市町、みえ犯罪被害者総合支援センター等の関係機関・団体と連携した支援を推進しました。
- ⑨ 朝日町への交番新設に向けた工事に着手したほか、老朽化した駐在所の建替整備（7か所）、パトカー未配備の駐在所へのパトカーの配備（3か所）を実施しました。引き続き、老朽化した交番・駐在所の建替整備やパトカーの配備、装備資機材の充実など、警察活動を支える基盤の強化を行う必要があります。
- ⑩ 地域の防犯活動等をけん引する「安全安心まちづくり地域リーダー」27名を新たに養成し、地域の実情に応じた担い手の確保や地域の各主体間のネットワークづくりに取り組みました。また、市町防犯取組の現状を把握しつつ、その取組の活性化に向けた具体的な提案を行うため、県内10ブロックで市町担当者との意見交換会（25市町参加）を実施しました。今後もさまざまな主体との協創による安全で安心な三重のまちづくりを総合的に進めるため、市町、関係機関、事業者との緊密な連携のもと、県民の皆さんの防犯意識向上を図るとともに、地域の自主的な防犯活動等を促進する必要があります。

- ⑪「三重県犯罪被害者等支援推進計画」に基づき、犯罪被害者等支援ハンドブックを活用した研修会や出前講座等により支援体制の充実を図りました。また、三重県犯罪被害者等見舞金を給付（11件270万円）し、犯罪被害者に寄り添った支援を提供しました。県内市町でも条例等制定（27市町）が進んでいることから、市町の犯罪被害者等支援施策集の作成支援や関係機関との連携強化を通じて、総合的な支援体制の整備を進めるとともに、犯罪被害者等に対する県民の皆さんの理解促進を図っていく必要があります。

【みえ元気プランの関連する施策】

施策3-1：犯罪に強いまちづくり

施策 3 - 1

犯罪に強いまちづくり

【主担当部局：警察本部】

現状と課題

- ①大台警察署は、近い将来に発生が予想される南海トラフ地震等の災害発生時、南部地域の災害活動拠点として、警察活動を迅速かつ的確に展開できるよう建て替えを進める必要があります。また、尾鷲警察署は、外壁のひび割れが多数存在し、屋上防水機能が低下するなど、老朽化が著しく、大規模改修により長寿命化を図る必要があります。これらの築年数が経過した警察施設は、施設利用者にとって利用しやすい状況となっていないことから、その改善に取り組む必要があります。
- ②犯罪が悪質化・巧妙化し、その早期検挙が重要となる中、裁判員裁判制度が導入されるなど、犯罪の立証において客観証拠の重要性が高まり、科学捜査力の充実、鑑定の高度化・効率化が求められています。現在、本部庁舎内にある科学捜査研究所の作業スペースは極めて狭く、狭隘化が過度に進んでいることから、独立庁舎を整備する必要があります。
- ③110番通報を適切に受理し、パトカー等を現場へ急行させるための通信指令システムが、令和4年度中にリース契約期間満了となるため、システムの更新整備を行う必要があります。
- ④72か所の交番・駐在所が耐用年数を超過し、老朽化が著しい施設もあることから、建替整備等を進めて地域住民の利便性の向上や施設のセキュリティの強化を図るほか、パトカーが配備されていない24か所の駐在所の機動力を確保するなど、警察活動を支える基盤の強化に取り組む必要があります。
- ⑤サイバー犯罪に関する相談件数は、令和3年度中は増加に転じ、また、国内では、ランサムウェア等の不正プログラムによる被害も発生するなど、サイバー空間における脅威は極めて深刻な情勢にあることから、サイバー犯罪の取締を強化するほか、被害防止対策を推進する必要があります。
- ⑥社会のデジタル化に向けた機運が急速に高まる中、警察の業務を高度化、効率化するためのシステム開発を行う人材が不足し、開発環境も不十分な状況にあります。このため、警察のデジタル化基盤の強化に向けて、システム開発を行う人材の育成と開発環境の整備を行う必要があります。
- ⑦令和3年度中の刑法犯認知件数は、戦後最少を更新しましたが、子供や女性が被害に遭う性犯罪等の重要犯罪が増加し、高齢者等が被害に遭う特殊詐欺も依然として多く発生していること等から、引き続き、犯罪防止に向けた取組を推進する必要があります。
- ⑧自主防犯活動の促進を図るため、防犯ボランティア団体等に対する活動用物品の配布や地域安全情報の発信等の支援、「子ども安全・安心の店」認定事業所の拡充等に取り組むとともに、子供の犯罪被害防止等を目的としてリモート形式による防犯教室等を実施しました。引き続き、自主防犯活動を促進するための支援や、子供の犯罪等被害防止に向けた取組を推進する必要があります。

⑨ストーカーやDV事案、児童虐待等の人身安全関連事案に対しては、組織的対応による加害者の検挙措置、ストーカー規制法に基づく禁止命令や文書警告などの行政措置、被害者等に対する宿泊費の一時公費負担等の保護措置を実施しました。引き続き、被害者等の安全確保を最優先に取り組む必要があります。

⑩特殊詐欺被害を減少させるため、高齢者宅に対する警察官の訪問による直接的な注意喚起や、金融機関、コンビニエンスストア等の関係機関と連携した被害防止対策を実施しました。一方で、被害全体に占める高齢者の割合が8割を超えるなど、特殊詐欺被害が後を絶たない状況にあることから、引き続き、自治体を始めとした関係機関、高齢者と接する機会の多い各種業界団体等と連携した被害防止対策に取り組む必要があります。

⑪安全で安心な三重のまちづくりを推進していくため、市町に加え県民の皆さんや、事業者等との連携を強化するとともに、地域防犯力の向上に向けて人材育成や意識啓発に継続して取り組む必要があります。また、県内市町における犯罪被害者等支援条例の制定等が進みつつある中、総合的な支援体制のさらなる底上げが求められるとともに、二次被害を防止するため犯罪被害者等に対する県民の皆さんの理解を一層促進していく必要があります。

令和4年度の取組方向

警察本部

①災害等有事の際の即応体制、災害活動拠点としての機能に配慮しつつ、人口減少・高齢化社会に適応した大台警察署の整備に取り組みます。また、老朽化した尾鷲警察署を大規模改修して長寿命化を図るとともに、ユニバーサルデザインを取り入れ、来庁者が利用しやすい施設の整備に取り組みます。

②DNA型の鑑定や解析を緻密かつ効率的に実施できるよう科学捜査研究所の独立庁舎整備を進めるほか、必要な捜査資機材を整備し、重要犯罪を始め、県民の皆さんに不安を与える各種犯罪の早期検挙を図ります。

③さまざまな警察事象に迅速・的確に対応するため、既存の通信指令システムの更新整備にあわせて機能強化を図ります。

④老朽化した交番・駐在所の建て替え、人口増加が著しい朝日町への交番の新設、パトカーの配備など警察活動を支える基盤の強化に取り組みます。

⑤サイバー空間の脅威に的確に対処するため、知見を有する学術機関、民間事業者等との連携を一層強化し、最新の情報技術等を悪用したサイバー犯罪の取締や専門的な捜査員の育成、官民一体となった被害防止対策に取り組みます。

⑥警察活動を支える情報システムの維持、充実を図るため、その開発・運用に必要な人材の育成や機材の整備を図ります。

⑦高齢者等を狙った特殊詐欺被害や子供や女性が被害に遭う性犯罪等の重要犯罪が増加するなど、治安情勢は依然として予断を許さない状況にあります。地域の犯罪情勢に応じ、警察活動を強化するとともに、市町や地域住民、防犯ボランティア団体、事業者、学校等と連携し、犯罪防止に向けた取組を推進します。

⑧防犯ボランティア団体等の活動を活性化するため、防犯活動用物品の配布、犯罪情報・地域安全情報の提供等の支援を行うとともに、「子ども安全・安心の店」認定事業所の拡充に取り組みます。また、少年の犯罪被害等を防止するため、リモート形式による防犯教室等に取り組みます。

⑨人身安全関連事案は、事態が急展開し、重大事件に発展するおそれが多いことから、組織的対応を徹底し、加害者の検挙措置や被害者等の保護措置等、被害者の安全確保を最優先とした対応を徹底します。

⑩特殊詐欺被害全体に占める高齢者の割合が8割を超えるなど、高齢者を中心とした被害が後を絶たないことから、引き続き、高齢者世帯等への警察官の訪問による注意喚起や市町や老人クラブ、金融機関等の関係機関・団体と連携した被害防止対策に取り組みます。

環境生活部

⑪犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、市町や県民の皆さん、事業者等と協働しながら地域の自主的な防犯活動を促進し、地域防犯力の向上を図ります。また、犯罪被害者等の立場に立った支援が途切れることなく提供されるよう、市町や関係機関等が連携した総合的な支援体制を整備するとともに、犯罪被害者等への県民の皆さんの理解促進を図ります。

施策番号	施策名	主担当部局	委員会意見	回答
3-1	犯罪に強いまちづくり	警察本部	ロシアによるウクライナ侵攻の影響を受け、小麦や原油等の資源価格が上昇している。こうした資源価格上昇を起因とする物価上昇が社会不安をもたらし、治安悪化につながることも危惧されることから、治安の確保にあたっては、こうした世界情勢の潮流にも十分留意しながら取り組まれない。	社会情勢等の変化による治安への影響をふまえ、各種犯罪防止に向けた取組を推進していきます。
			ロシアによるウクライナ侵攻後の世界情勢をふまえ、日本有事の緊急事態においても警察組織として情報通信手段を確保することができるよう、通信機器の適切な整備・運用に努められたい。	有事に備えて、通信機能が維持できるよう引き続き必要な整備・運用に努めていきます。
			自治体等と連携した防犯設備の整備・充実にあたっては、犯罪抑止や犯罪捜査の手段として効果が期待される防犯カメラの設置をプライバシーにも配慮しながら推進されたい。	防犯カメラの更なる設置促進に向けて自治体等に対し、働き掛けを行うほか、適切・効果的な設置の推進に努めていきます。

施策3-1 犯罪に強いまちづくり

施策の目標

(めざす姿)

県民の皆さんが安全で安心して暮らせる、犯罪の起きにくい社会を構築するため、市町や地域住民、防犯ボランティア団体等との連携による犯罪防止に向けた取組や、県民の皆さんに不安を与える犯罪の早期検挙、これら警察活動を支える基盤の強化が推進されています。また、犯罪被害者等を支える社会の形成に向けて、犯罪被害者等の立場に立った適切かつきめ細かな支援が途切れることなく提供されています。

(課題の概要)

子どもや女性が被害に遭う性犯罪や重要犯罪、ストーカー・DV事案や高齢者等を狙った特殊詐欺、サイバー犯罪が高止まりするなど、治安情勢は予断を許さない状況にあり、犯罪防止の取組と犯罪の早期検挙が求められています。また、「三重県犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等への支援体制を底上げすることが求められています。

現状と課題

- 令和3年中の刑法犯認知件数は7,410件となり、戦後最少を更新しましたが、子どもや女性が被害に遭う性犯罪や重要犯罪が増加し、ストーカー・DV事案や高齢者等を狙った特殊詐欺、サイバー犯罪の相談件数が高止まりするなど、治安情勢は依然として、予断を許さない状況にあります。このような情勢において、県民の皆さんが安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて、自治体、地域住民、防犯ボランティア団体などさまざまな主体と連携した犯罪防止の取組と、重要犯罪や特殊詐欺、サイバー犯罪等の県民に不安を与える犯罪の早期検挙を図っていく必要があります。
- 地域の良好な治安を保つためには、防犯ボランティア団体等による自主防犯活動が不可欠ですが、人口減少や少子高齢化の影響もあり、活動に参加する方達の高齢化や担い手不足が深刻な問題となっています。加えて、住民と地域社会との関わりの希薄化も進行し、地域の実態把握や問題解決活動が一層重要となっています。
- 社会のデジタル化によるサイバー空間の拡大、顔画像等による生体認証や電子マネーの普及といった、社会情勢の変化や制度の変革などによって、犯罪捜査を取り巻く環境も大きく変容しており、こうした情勢の変化等にも的確に対応するため、先端技術の導入や装備資機材の充実などが必要となっています。
- 「三重県犯罪被害者等支援条例」をふまえて策定した「三重県犯罪被害者等支援推進計画」に基づき、支援施策を総合的かつ計画的に推進する必要があります。県内市町における条例制定等の取組も進んできたことから、市町と関係団体、支援団体等との連携を強化し、総合的な支援体制の底上げが求められるとともに、二次被害等の防止に向け犯罪被害者等に対する県民の皆さんの理解を促進する必要があります。

取組方向

■ **基本事業1： みんなで進める犯罪防止に向けた取組の推進**

子どもの見守り活動や街頭での各種犯罪の防止に向けて、犯罪情勢に応じた警察活動を強化するとともに、現役世代の参画による自主防犯活動の活性化支援や、自治体等と連携した防犯設備の整備・拡充を推進します。また、デジタル化の進展等に伴い増加が懸念される特殊詐欺やサイバー犯罪を防止するため、リモート形式による防犯教室の拡充や、新たな情報発信ツールの運用など、県民の皆さんの防犯意識を変革する啓発効果の高い広報手段の導入にも取り組みます。

■ **基本事業2： 犯罪の早期検挙のための活動強化**

AI等の先端技術や、最新の鑑定・分析機器を導入することにより、捜査支援分析、科学捜査の強化に取り組み、重要犯罪をはじめ、暴力団犯罪、窃盗や特殊詐欺を集団で敢行する組織犯罪、サイバー犯罪など、県民の皆さんに不安を与える犯罪の早期検挙を図ります。

■ **基本事業3： 警察活動を支える基盤の強化**

少子高齢化が進む地域の実情や、社会の変化に適応するため、老朽化した警察施設の建て替えやパトカーの配備、装備資機材の充実など、警察活動を支える基盤の強化を行い、効果的な警察活動の推進を図ります。

■ **基本事業4： 犯罪被害者等支援の充実**

犯罪被害者等の立場に立った適切な支援が途切れることなく提供されるよう、市町をはじめとする関係機関等との連携を強化し、総合的な支援体制の整備・底上げに取り組むとともに、犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性について、県民の皆さんの理解促進を図ります。

K P I			
項目	現状値	令和8年度の目標値	項目の説明
刑法犯認知件数	7,410件	5,000件 未満	刑法犯（道路上の交通事故に係る業務上（重）過失致死傷を除く）について、1年間に被害の届出や告訴・告発を受理した件数
特殊詐欺認知件数	110件	95件 未満	特殊詐欺について、1年間に被害の届出を受理した件数
重要犯罪の検挙率	89.7%	95% 以上	重要犯罪に係る当該年の認知件数に対する検挙件数の割合
犯罪被害者等支援従事者数	177人	577人	犯罪被害者等支援体制の充実・強化のため、犯罪被害者等の対応力（知識・技能）を習得・向上させる研修会に参加した市町、関係機関の延べ職員数

1 過去20年間の刑法犯認知件数と増減率

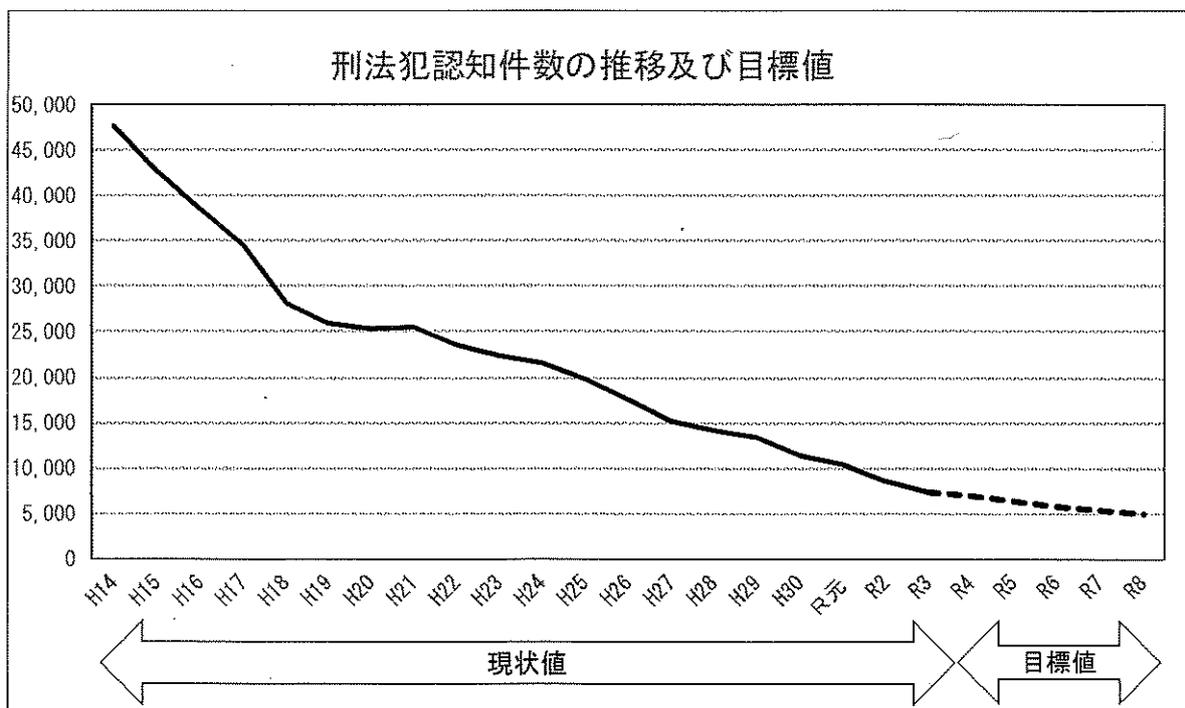
	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
刑法犯認知件数	47,600	42,587	38,455	34,457	28,103	25,964	25,348	25,540	23,425	22,215
増減率	21.3%	-10.5%	-9.7%	-10.4%	-18.4%	-7.6%	-2.4%	0.8%	-8.3%	-5.2%

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
刑法犯認知件数	21,493	19,726	17,550	15,178	14,112	13,346	11,247	10,322	8,560	7,410
増減率	-3.3%	-8.2%	-11.0%	-13.5%	-7.0%	-5.4%	-15.7%	-8.2%	-17.1%	-13.4%

増減率	-7.7%
-----	-------

※ 平成14年～戦後最大値
令和3年～戦後最少値

2 刑法犯認知件数の推移と目標値



	R3	R4	R5	R6	R7	R8
目標値	7,410	6,900	6,300	5,800	5,400	5,000
-7.7%した数値	6,839	6,369	5,815	5,353	4,984	

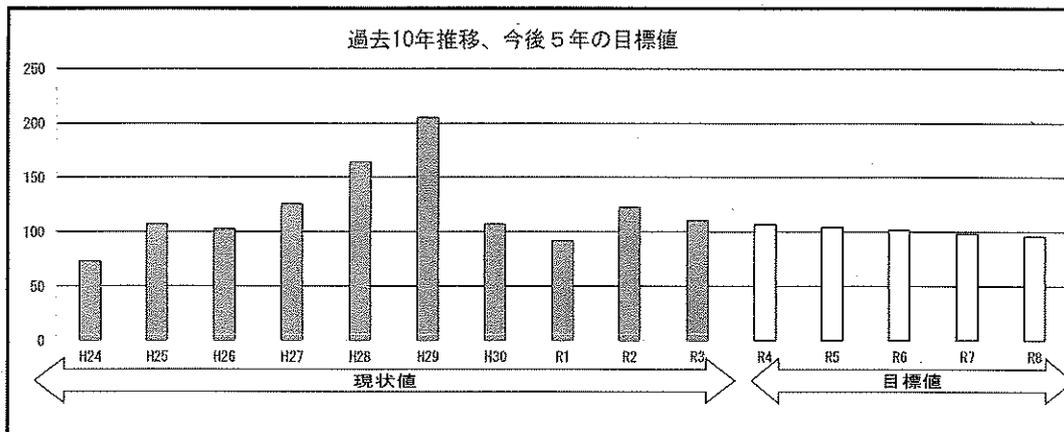
1 過去10年間の特殊詐欺被害認知件数と増減率

年	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
特殊詐欺認知件数	73	107	103	126	164	205	107	92	122	110
増減率	-8.8%	46.6%	-3.7%	22.3%	30.2%	25.0%	-47.8%	-14.0%	32.6%	-9.8%

過去5年間の増減率 (H29~R3)	-2.8%
-----------------------	-------

- ※ 平成28年から平成29年 電子マネーによる架空請求詐欺被害が増加。
- ※ 令和2年以降の数値には、キャッシュカード詐欺盗が含まれている。

2 特殊詐欺認知件数の推移と目標値



年	R3	R4	R5	R6	R7	R8
目標値(件)	110	107	104	101	98	95
-2.8%した数値(件)	3	3	3	3	3	3

1 重要犯罪認知件数等

●殺人、強盗、強制性交等、強制わいせつ、放火、略取誘拐及び人身売買

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
重要犯罪認知件数	133	131	115	91	98	85	98	77	71	97
検挙件数	89	80	86	74	95	80	85	73	71	87
検挙率	66.9%	61.1%	74.8%	81.3%	96.9%	94.1%	86.7%	94.8%	100.0%	89.7%
検挙率（過去10年間）	82.3%					検挙率（過去5年間） 92.5%				

2 重要犯罪手口別認知件数等

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
殺人認知件数	22	5	7	9	6	9	6	6	12	6
検挙件数	21	5	8	8	6	10	4	8	11	7
検挙率	95.5%	100.0%	114.3%	88.9%	100.0%	111.1%	66.7%	133.3%	91.7%	116.7%
検挙率（過去10年間）	100.0%					検挙率（過去5年間） 102.6%				

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
強盗認知件数	26	29	32	16	23	15	17	16	10	13
検挙件数	18	24	23	13	20	12	11	15	14	13
検挙率	69.2%	82.8%	71.9%	81.3%	87.0%	80.0%	64.7%	93.8%	140.0%	100.0%

検挙率（過去10年間）	82.7%					検挙率（過去5年間） 91.5%				
-------------	-------	--	--	--	--	------------------	--	--	--	--

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
強制性交等認知件数	18	17	12	14	14	13	17	14	15	23
検挙件数	10	7	14	15	16	19	24	11	16	22
検挙率	55.6%	41.2%	116.7%	107.1%	114.3%	146.2%	141.2%	78.6%	106.7%	95.7%

検挙率（過去10年間）	98.1%					検挙率（過去5年間） 112.2%				
-------------	-------	--	--	--	--	-------------------	--	--	--	--

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
強制わいせつ認知件数	57	66	54	43	48	36	40	35	27	44
検挙件数	33	34	33	28	47	29	29	33	24	36
検挙率	57.9%	51.5%	61.1%	65.1%	97.9%	80.6%	72.5%	94.3%	88.9%	81.8%

検挙率（過去10年間）	72.4%					検挙率（過去5年間） 83.0%				
-------------	-------	--	--	--	--	------------------	--	--	--	--

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
放火認知件数	8	14	9	8	5	9	12	6	7	8
検挙件数	5	10	7	9	4	8	11	6	6	7
検挙率	62.5%	71.4%	77.8%	112.5%	80.0%	88.9%	91.7%	100.0%	85.7%	87.5%

検挙率（過去10年間）	84.9%					検挙率（過去5年間） 90.5%				
-------------	-------	--	--	--	--	------------------	--	--	--	--

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
略取・誘拐等認知件数	2	0	1	1	2	3	6	0	0	3
検挙件数	2	0	1	1	2	2	6	0	0	2
検挙率	100.0%		100.0%	100.0%	100.0%	66.7%	100.0%			66.7%

検挙率（過去10年間）	88.9%					検挙率（過去5年間） 83.3%				
-------------	-------	--	--	--	--	------------------	--	--	--	--

犯罪情勢

※令和4年5月末の暫定値

1 刑法犯

	認知件数		検挙件数		検挙人員		検挙率	
	(件)	前年同期比	(件)	前年同期比	(人)	前年同期比	(%)	前年同期比
刑法犯	2,903	-48	1,019	-292	681	3	35.1	-9.3
重要犯罪	43	11	36	15	26	8	83.7	18.1
重要窃盗犯	331	-25	128	-161	26	-3	38.7	-42.5

重要犯罪とは、殺人、強盗、強制性交等、強制わいせつ、放火、略取誘拐及び人身売買をいいます。

重要窃盗犯とは、窃盗犯のうち、侵入盗、自動車盗、ひったくり及びすりを含みます。

2 特殊詐欺

	認知件数		被害額		検挙件数		検挙人員	
	(件)	前年同期比	(万円)	前年同期比	(件)	前年同期比	(人)	前年同期比
特殊詐欺総数	52	10	13,860	6,370	5	-1	1	-4
架空料金請求詐欺	23	14	9,220	5,790	0	0	0	-2

特殊詐欺とは、オレオレ詐欺、預貯金詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺、キャッシュカード詐欺盗を含みます。

3 暴力団犯罪

	(件)	検挙件数		検挙人員	
		(件)	前年同期比	(人)	前年同期比
総数	45	-105	34	-4	
刑法犯	23	-107	23	-2	
特別法犯	22	2	11	-2	

暴力団犯罪とは、暴力団勢力（暴力団構成員、暴力団準構成員等）による犯罪を含みます。

4 薬物事犯

	(件)	検挙件数		検挙人員	
		(件)	前年同期比	(人)	前年同期比
総数	55	-12	28	-2	
覚醒剤	32	-11	16	-7	
大麻	17	0	10	5	
その他	6	-1	2	0	

その他とは、「麻薬及び向精神薬取締法違反」、「あへん法違反」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律違反」を含みます。

5 来日外国人犯罪

	(件)	検挙件数		検挙人員	
		(件)	前年同期比	(人)	前年同期比
総数	50	-47	40	-16	
刑法犯	27	-26	27	-9	
特別法犯	23	-21	13	-7	

来日外国人とは、国内に存在する外国人のうち、定着居住者（永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者）、在日米軍関係者及び在留資格不明者を除いた外国人を含みます。

犯罪対策

1 総合的な犯罪対策の推進

- (1) 犯罪情勢に応じた警察活動の強化
犯罪が多発する地域、時間帯に重点を置いたパトロール及び検挙活動の強化
- (2) 犯罪情報や地域安全情報等の発信
 - ア 地理情報システム (GIS) を活用した「犯罪情報マップ」を県警ウェブサイトで公開
 - イ Yahoo!防災速報アプリを活用し犯罪情報をタイムリーに配信
 - ウ 電子メール、県警ウェブサイト等の各種広報媒体を活用した情報発信
- (3) 地域住民、防犯ボランティア団体等と連携した犯罪防止に向けた取組
 - ア 地域住民や防犯ボランティア団体等と連携した見守り活動の実施
 - イ 防犯ボランティア団体に対する活動用物品の支援等による活動の活性化
 - ウ 三重県警察認定「子ども安全・安心の店」等の拡充による通学路等の安全確保
【「子ども安全・安心の店」による見守り活動】



2 特殊詐欺対策

- (1) 現状 (令和4年5月末現在)
 - ア 認知件数、被害額ともに増加 (前年同期比+10件、+約6,370万円)
 - イ 被害者に占める高齢者の割合は80.8%
 - ウ 架空料金請求詐欺の被害が大幅に増加 (前年同期比+14件、+約5,790万円)
 - エ 交付形態別では電子マネー型の被害件数が増加 (前年同期比+10件)

【特殊詐欺の現状】

	認知件数						高齢者の被害件数 (割合)	
	オレオレ詐欺	預貯金詐欺	架空料金 請求詐欺	遺付金詐欺	クレジットカード 詐欺	その他	件数	割合
R3.5	42	1	7	9	13	10	34	81.0%
R4.5	52	6	6	23	10	6	42	80.8%
前年同期比	+10	+5	-1	+14	-3	-4	+8	-0.2P

【交付形態別発生状況】

	認知件数						
	現金型	現金手交型	クレジットカード 手交型	現金送付型	電子マネー型	クレジットカード 窃取型	その他
R3.5	42	19	2	8	2	1	10
R4.5	52	21	7	6	1	11	6
前年同期比	+10	+2	+5	-2	-1	+10	-4

(2) 対策

- ア 県民の警戒心・抵抗力を向上させる防犯指導・広報啓発の推進
 - (ア) 巡回連絡を通じた高齢者世帯を中心とする個別的かつ直接的な注意喚起
 - (イ) 発生する手口に対する注意喚起と広報の実施
 - (ウ) 報道機関に対する予兆電話の発生状況の提供
- イ 犯人からの電話を直接受けないための環境整備の促進
留守番電話の常時設定や防犯機能を備えた電話用機器の利用促進
- ウ 金融機関、コンビニエンスストアと連携した水際対策の強化
県内のコンビニエンスストア各店舗に対する電子マネー被害防止封筒の配布と、同封筒を活用した声掛けの依頼

【電子マネー被害防止対策封筒】



三重県内における水難・山岳遭難の発生状況等

1 水難

(1) 発生状況

【令和4年中は5月末現在の数値】

区分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
発生件数(件)	22	39	42	29	27	12
水難者数(人)	28	44	54	33	34	12
死者	9	15	18	18	17	6
負傷者	5	8	6	6	4	3
無事救出者	14	21	30	9	13	3
不明	0	0	0	0	0	0

(2) 水上警察隊の体制

隊長以下10名を配置、警察用船舶3隻を保有

(3) 水難等防止に向けた主な取組

- 警察用船舶を活用した警ら、釣り客等に対する安全指導
- 関係機関と連携した船舶事業者に対する安全指導、水上取締り
- 県警ホームページ、ツイッター等を活用した水難防止対策等の情報発信



2 山岳遭難

(1) 発生状況

【令和4年中は5月末現在の数値】

区分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
発生件数(件)	57	51	74	66	65	24
遭難者数(人)	76	61	96	79	80	32
死者	3	7	5	5	6	3
負傷者	19	23	31	36	30	6
無事救出者	54	31	59	36	44	22
不明	0	0	1	2	0	1

(2) 警察署山岳警備隊の体制

県内10警察署に合計128人を配置

(3) 山岳遭難防止に向けた主な取組

- 関係機関と連携した登山道の警ら、登山口等における広報啓発
- 県警ホームページ、ツイッター等を活用した山岳遭難防止対策等の情報発信
- 県警ホームページを活用した登山計画書の受付



交通安全対策

1 令和4年中の交通事故情勢（5月末までの暫定値）

- 本年5月末現在の交通事故情勢は、死者数は15人と前年同期と比べ5人の減少となりましたが、人身事故件数、負傷者数は増加しています。

区分	令和4年5月末	令和3年5月末	増減	増減率
人身事故件数	1,215件	1,149件	+66	+5.7%
死亡事故件数	15件	20件	-5	-25.0%
死傷者数	1,544人	1,445人	+99	+6.9%
死者数	15人	20人	-5	-25.0%
負傷者数	1,529人	1,425人	+104	+7.3%

- 当県における本年5月末現在の死亡事故（15件15人）の内訳を見ると、
- ①人対車両の事故が約30%
 - ②高齢死者が約70%
 - ③歩行中、自転車乗用中の死者が約50%
- という傾向が認められます。

死亡事故の特徴

◆ 死亡事故	15件	◇ 死者	15人
○事故類型別		○高齢死者	10人(66.7%)(-3人)
人対車両	5件(33.3%)(-4件)	自動車乗車中	3人(±0人)
車両相互	4件(-1件)	二輪車乗車中	1人(-2人)
車両単独	6件(±0件)	自転車乗用中	2人(+2人)
○昼夜別		歩行中	4人(-3人)
昼間	7件(±0件)	○交通弱者	7人(46.7%)(-5人)
夜間	8件(-5件)	自転車乗用中	2人(-1人)
○地形別		歩行中	5人(-4人)
市街地	7件(±0件)	うち夜間	2人(-5人)
非市街地	8件(-5件)	○自動車乗車中死者7人(+3人)	
		うちシートベルト非着用	3人

高齢運転者（原付以上第一当事者）の交通事故発生状況

区分	H29	H30	R1	R2	R3	R4、5末	前年同期比
人身事故件数	5,178件	4,494件	3,473件	2,825件	2,593件	1,170件	+86件
うち高齢者件数	1,041件	968件	783件	663件	581件	278件	+52件
構成率	20.1%	21.5%	22.5%	23.5%	22.4%	23.8%	(+3.0P)
死亡事故件数	71件	74件	65件	67件	51件	13件	-5件
うち高齢者件数	10件	22件	28件	20件	19件	7件	+1件
構成率	14.1%	29.7%	43.1%	29.9%	37.3%	53.8%	(+20.5P)

2 交通安全対策

① 高齢運転者の交通事故防止対策の推進

○ 高齢運転者に対する教育等の現状

高齢運転者の特徴を踏まえて、自動車教習所等と連携した交通安全教育、交通事故を起こした運転者に対する個別指導などの取組を行っています。

また、高齢運転者対策を柱とした、改正道路交通法の制度の内容が確実に伝わるよう、効果的な広報に取り組んでいます。

○ 運転免許証を自主返納等しやすい環境の整備に向けた取組

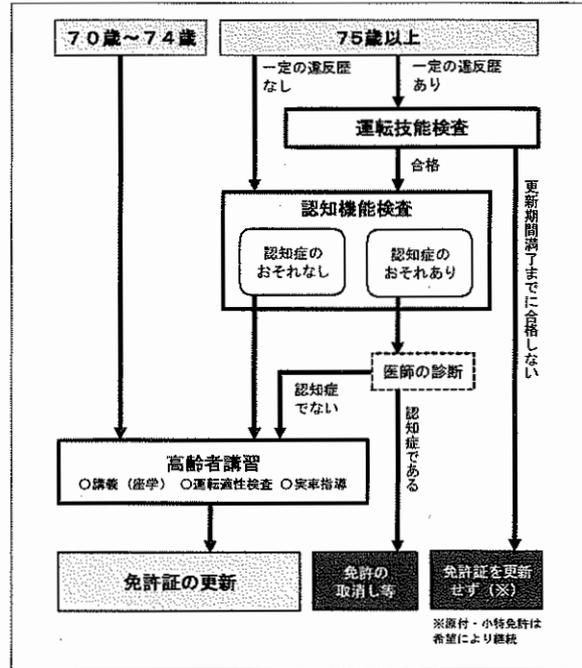
自主返納しやすい環境を整備するために、

- ① 訪問による申請の受理
- ② 運転免許センターにおける平日の受付時間延長・日曜窓口における申請の受理
- ③ 代理人による申請の受理
- ④ 交番・駐在所における申請の受理

など、申請者の立場にたった窓口業務の改善に努めています。

また、安全運転サポート車の普及啓発を進めるほか、各市町と連携し、自主返納された方への支援施策についての取組を進めています。

〈運転技能検査の概要〉



〈運転免許証の自主返納状況〉

区分	年別	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4. 5末
自主返納者数 (人)	75歳以上 (人)	6,489	6,147	8,419	7,622	7,140	3,170
	構成率 (%)	4,573	4,822	5,992	5,129	4,842	2,241
		70.5	78.4	71.2	67.3	67.8	70.7

② 交通安全施設等の整備・更新

○ 著しく摩耗が進んだ横断歩道の塗り替えを重点的に進めるとともに、老朽化した信号制御機をはじめとする交通安全施設等の整備・更新を推進します。

〈主な交通安全施設の整備・更新〉

区分	信号制御機	横断歩道	図示	実線
令和4年度	予定数 170基	3,100本	13,810個	120.0km
令和3年度	予定数 170基	3,700本	13,670個	120.0km
	実施数 170基	4,091本	22,403個	198.9km

○ 教育委員会、道路管理者と共に実施した通学路における合同点検に基づき

- 信号機新設 1か所 (押しボタン)
- 信号灯器LED化 2か所 (18灯)
- 歩行者用灯器増灯 10か所 (34灯)
- 横断歩道塗り替え 39か所 (74本)
- その他標示塗り替え 62か所 (62個)
- 交通規制見直し 10か所

等の交通安全対策を推進します。

警察災害派遣隊活動状況

1 警察災害派遣隊

即応部隊	広域緊急援助隊（警備部隊、交通部隊、刑事部隊）、広域警察航空隊、機動警察通信隊、緊急災害警備隊
一般部隊	特別警備部隊、特別生活安全部隊、特別自動車警ら部隊、特別機動捜査部隊、身元確認支援部隊、特別交通部隊、情報通信支援部隊

2 本県の部隊派遣状況（令和元年以降）

時 期	派遣先	派 遣 部 隊
令和元年10月 （台風第19号）	宮城県	広域緊急援助隊警備部隊6人
	長野県	広域警察航空隊1機4人
令和2年7月 （令和2年7月豪雨）	熊本県	広域緊急援助隊警備部隊13人 広域警察航空隊1機4人
令和3年7月 （熱海市伊豆山土砂災害）	静岡県	広域緊急援助隊警備部隊25人



（令和元年 宮城県）



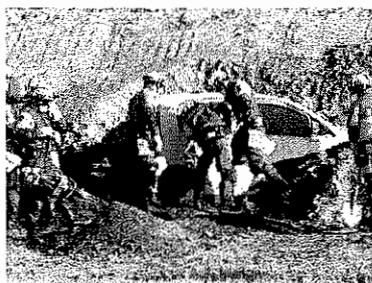
（令和2年 熊本県）



（令和3年 静岡県）

3 対処能力向上に向けた取組

- 中部管区警察局内6県警察と合同で実施する広域緊急援助隊合同訓練、解体予定施設における救出救助訓練、警察用航空機による救助訓練など、各部隊の対処能力向上に努めている。

〔 広域緊急援助隊合同訓練
（令和3年度） 〕〔 解体予定施設における
救出救助訓練 〕〔 警察用航空機による
救助訓練 〕

定年引上げに向けた取組

1 制度概要

- (1) 定年の段階的引上げ（職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案）
 現行60歳の定年について、令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年度に65歳とします。

期 間	定 年
令和5年3月31日まで	60歳
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61歳
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62歳
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63歳
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64歳
令和13年4月1日から	65歳

- (2) 管理監督職勤務上限年齢制（職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案）
 管理監督職の職員（管理職手当を支給する職及びこれに準ずる職（警視及び警部の階級にある警察官等））について、60歳に達した日の翌日から同日以後の最初の4月1日までの間に、管理監督職以外の職に異動させることとします。
- (3) 60歳超の職員の給与（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案）
 60歳に達した日以後、最初の4月1日以降の職員の給料月額は、当分の間、7割を支給します。
- (4) 60歳超の職員の退職手当（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案）
 60歳に達した日以後、定年前に退職する職員の退職手当については、当分の間、定年退職と同様に算定します。
- (5) 定年前再任用短時間勤務制（職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案）
 60歳に達した日以後、定年前に退職した職員について、本人の希望により短時間勤務の職で再任用します。
- (6) 高齢者部分休業制度（職員の高齢者部分休業に関する条例案）
 高齢期職員（60歳以上）について、本人の申請に基づいて、公務の運営に支障がない場合に休業（1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で任用権者が定める期間）を認めます。

2 今後の予定

令和5年4月1日の制度施行に向けて、高齢期職員への職務付与等の検討を進めます。